

# 和歌山県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱（以下「総合評価実施要綱」という。）第2条に規定する総合評価落札方式を実施するにあたり、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し評価する方式（以下「施工体制確認型総合評価落札方式」という。）に関し、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 施工体制確認型総合評価落札方式は、総合評価落札方式で施行する工事のうち、事業を所管する課室がこれにより調達することが適当と判断した工事について実施するものとする。

(入札公告等)

第3条 発注機関の長は、施工体制確認型総合評価落札方式で工事を施行しようとするときは、総合評価実施要綱第5条に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項等について公告又は通知をするものとする。

- (1) 施工体制確認型総合評価落札方式とすること。
- (2) 開札後に施工体制の確認を行うための聴取り調査を行うこと。
- (3) 前号の聴取り調査に必要な書類の提出を求めること。
- (4) その他必要と認める事項

(評価基準)

第4条 施工体制確認型総合評価落札方式における評価基準は、総合評価実施要綱第8条に規定するもののほか、別表1「評価基準（施工体制確認型）」及び別表2「落札者決定基準案（施工体制確認型）」に定めるものとする。

(評価方法)

第5条 施工体制確認型総合評価落札方式とする場合における総合評価実施要綱第9条に規定する評価値については、工事の特性等により定めた標準点（基礎点）に加算点を加えた技術評価点に施工体制評価点を加えたもの（以下「評価点」という。）を入札価格で除した数値とする。

評価点 = 技術評価点（標準点（基礎点） + 加算点） + 施工体制評価点

評価値 = 評価点 / 入札価格

(聴取り調査の実施)

第6条 発注機関の長は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、どのように施工体制を構築し、それが設計図書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、開札後速やかに、聴取り調査を実施するものとする。

ただし、低入札調査基準価格以上の価格で入札した者については、聴取り調査を実施しないことができる。

- 2 発注機関の長は、聴取り調査を行おうとする者（以下「聴取対象者」という。）に対し、その日時および場所を連絡するとともに、第7条第1項の規定により追加書類等の提出を求めるものとする。
- 3 聴取り調査にあたって聴取対象者が参加させることができる者は、配置を予定している技術者および現場代理人を含む3名以内とする。
- 4 聴取対象者は、聴取り調査の際に、第7条第1項の規定により提出した追加書類等のうち添付資料に係る原本を持参し、発注機関の長からの求めに応じ、提示しなければならない。
- 5 聴取対象者は、聴取り調査にあたっては、第7条第1項の規定により提出された追加書類等に基づかない説明をすることができない。

(追加書類等)

第7条 聴取対象者は、発注機関の長が指定する日までに、次に掲げる追加書類および別紙に定める添付資料（以下「追加書類等」という。）を郵送又は持参の方法により、提出しなければならない。

なお、発注機関の長から特に指定がなかった場合は、追加書類等の提出を求められた日から起算して3日以内（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日、8月13日から8月16日までの日並びに12月29日から翌年の1月6日までの日を除く。）に追加書類等を提出するものとする。

- (1) 施工体制確認に係る聴取り調査のための追加書類等の提出について（別記1-1）
- (2) 下請予定業者等一覧表（様式第1号）
- (3) 機械リース元一覧（様式第2号）
- (4) 建設副産物等の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書（様式第3号）
- (5) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式第4-1号）
- (6) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式第4-2号）
- (7) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式第4-3号）
- (8) 安全衛生管理体制（安全衛生教育・点検計画等）（様式第5号）
- (9) 施工体制台帳（様式第6号）

【以下、低入札価格調査制度実施要領に定める様式】

- (1) 積算内訳書（様式3-1）
- (2) 配置予定技術者等名簿（様式4）
- (3) 資材購入先一覧（様式7）
- (4) 労務者の確保計画（様式9-1）
- (5) 工種別労務者配置計画（様式9-2）
- (6) 建設副産物の搬出地（様式11）

2 聴取対象者は、前項で定める追加書類等を提出する期日までの間に限り、別記1-2により、追加書類等の提出を行わない旨を申し出ることができるものとする。この場合においては、当該申し出を行った聴取対象者は失格とする。

3 聴取対象者が、追加書類等の全部若しくは一部を提出しない場合（前号の規定による申し出を行っている場合を除く。）、提出した追加書類等に不備がある場合又は聴取り調査に応じない場合は、調査を実施することなく失格とする。

3 聴取対象者は、追加書類等を提出した後は、撤回、内容の修正又は再提出をすることができない。

4 追加書類等の作成等に要する費用は、聴取対象者の負担とする。

5 追加書類等の返却および公表は、原則として行わない。

(入札参加資格停止の措置)

第8条 聴取対象者が、追加書類等の全部若しくは一部を提出しない場合（第7条第2項の規定による申し出を行っている場合を除く。）、提出した追加書類等に不備がある場合又は聴取り調査に応じない場合は、当該聴取対象者に対し、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱に定める別表第2第7項第9号又は第10号に準じて入札参加資格停止の措置を講ずることがある。

(その他)

第9条 発注機関の長は、この要綱の執行に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて総合評価実施要綱で定める和歌山県建設工事等総合評価審査委員会において審議の上、対応するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

「評価基準（施工体制確認型）」

【WTO対象工事に適用（合計30.0点）】

評価項目	評価内容	配点	評価基準	得点
施工体制	施工体制確保の 確実性	15.0	①：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0
			②：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0
			③：その他	0.0
	品質確保の実効性	15.0	①：工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0
			②：工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0
			③：その他	0.0
合 計		30.0		

なお、審査方法の概要は以下のとおりであり、別紙「確認内容について」を参照すること

## (1) 施工体制確保の確実性

- ・入札価格の範囲内において、どのように施工体制づくりを行い、それが設計図書等に記載された要求要件の実現に係る履行の確実性の向上につながるかについて審査する。
- ・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合（入札における工事費内訳書において低入札価格調査制度実施要領に定める特別重点調査に該当する費用があるなど）に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点（別表1中の②）する。
- ・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格を下回るときは、施工体制確保について設計図書等に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点（別表1中の②）する。

## 【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、積算内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（下請予定業者等一覧表（様式第1号）、施工体制台帳（様式第6号））
- ② 施工を行うための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（資材購入先一覧（様式7）、機械リース元一覧（様式第2号）、労務者の確保計画（様式9-1）、工種別労務者配置計画（様式9-2））
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか（配置予定技術者等名簿（様式4））

## (2) 品質確保の実効性

- ・入札価格の範囲内において、どのように品質確保のための体制づくりを行い、それが設計図書等に記載された要求要件の実現に係る履行の確実性の向上につながるかについて審査する。
- ・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合（入札価格の積算内訳において低入札価格調査制度実施要領に定める特別重点調査に該当する費用があるなど）に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点（別表1中の②）する。

- ・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格を下回るときは、品質確保について設計図書等に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点（別表1中の②）する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令順守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（建設副産物の搬出地（様式1 1）、建設副産物等の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書（様式第3号））
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか（安全衛生管理体制（様式第5号））
- ③ その他の品質確保のための体制が構築されると認められるか（品質確保体制（様式第4-1号、様式第4-2号、様式第4-3号））

「評価基準（施工体制確認型）」

【標準型総合評価落札方式に適用（合計15.0点）】

評価項目	評価内容	配点	評価基準	得点
施工体制	施工体制確保の 確実性	7.5	①：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	7.5
			②：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	2.5
			③：その他	0.0
	品質確保の実効性	7.5	①：工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	7.5
			②：工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	2.5
			③：その他	0.0
合 計		15.0		

なお、審査方法の概要は「評価基準（施工体制確認型）」【WTO対象工事に適用（合計30.0点）】と同様とする。

別表2（第4条関係）  
「落札者決定基準案（施工体制確認型）」

WTO対象工事に適用					
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考
具体的な技術提案	(ア)	評価内容に対して最大3提案とし、3提案を超えた提案項目は加点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。 *1提案毎に「着目点に優提案5点」、「着目点に良提案2.5点」とし、3提案合計で最大15点満点	0~15	15.0	
	(イ)	評価内容に対して最大3提案とし、3提案を超えた提案項目は加点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。 *1提案毎に「着目点に優提案5点」、「着目点に良提案2.5点」とし、3提案合計で最大15点満点	0~15	15.0	
	(ウ)	評価内容に対して最大3提案とし、3提案を超えた提案項目は加点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。 *1提案毎に「着目点に優提案4点」、「着目点に良提案2点」とし、3提案合計で最大12点満点	0~12	12.0	
	(エ)	評価内容に対して最大2提案とし、2提案を超えた提案項目は加点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。 *1提案毎に「着目点に優提案4点」、「着目点に良提案2点」とし、2提案合計で最大12点満点	0~8	8.0	
合 計				50.0	

・施工体制評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考
施工体制	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	15.0	15.0	
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	5.0		
		その他	0.0		
	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	15.0	15.0	
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	5.0		
		その他	0.0		
合 計				30.0	

**標準型(県外企業参入工事)に適用**

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考				
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価 *最大5提案で、1項目あたり(優:3.0、良:1.5、標準:0.0)で評価	0~15	15.0	必須				
企業の施工能力	(1)過去2年間の同業種工事の工事成績の平均値	①80点以上	2.0	2.0	必須	※同業種は〇〇工事業(例:土木工事業)とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。  <b>注意:対象は県発注工事のみ</b>			
		②70点以上80点未満 2.0×(工事成績の平均値-70.0)/10.0	2.0 ~ 0.0						
③65点以上70点未満		0.0							
④65点未満55点以上 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0		0.0 ~ -1.0							
⑤55点未満		-1.0							
(2)県内での同種工事の優良施工実績	①国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事での実績あり(工事成績80点以上) ②同上(工事成績70点以上80点未満) ③上記以外	①	1.0	1.0	必須	※同種工事は〇〇による〇〇工事(具体的な工種名称を明示(例:ATMによるトンネル工事))とする。 ※対象は過去15年間とする。 ※工事成績が確認できない場合又は70点未満のものは評価の対象としない(0点とする)。			
		②	0.5						
		③	0.0						
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の同業種工事の工事成績の平均値	①80点以上	2.0	2.0	必須	※同業種は〇〇工事業(例:土木工事業)とする。 ※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。  <b>注意:対象は県発注工事のみ</b>			
		②70点以上80点未満 2.0×(工事成績の平均値-70.0)/10.0	2.0 ~ 0.0						
		③65点以上70点未満	0.0						
		④65点未満55点以上 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0	0.0 ~ -1.0						
		⑤55点未満	-1.0						
	(2)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。			
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5						
		③なし	0.0						
		④なし	0.0						
		⑤なし	0.0						
地域貢献	(1)本店の有無	①和歌山県内に本店を有する	1.0	1.0	必須				
		②上記以外	0.0						
	(2)県内企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない県内企業あり	1.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用			
		②なし	0.0						
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。		
			同 2件以上5件未満	0.5					
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0					
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0					
		④上記①②③以外	0.0						
		県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1				0.1	(選択)
⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案			0.1						
⑦上記⑤⑥以外	0.0								
<b>合 計</b>				24.1					

・施工体制評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考
施工体制	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	7.5	7.5	必須
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	2.5		
		その他	0.0		
	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	7.5	7.5	必須
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	2.5		
		その他	0.0		
<b>合 計</b>				15.0	

**標準型(県内企業限定工事)に適用**

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考				
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0~15	15.0	必須				
企業の施工能力	(1)過去2年間の同業種工事の工事成績の平均値	①80点以上		2.0	2.0 必須	※同業種は〇〇工事業(例:土木工事業)とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。			
		②70点以上80点未満 2.0×(工事成績の平均値-70.0)/10.0		2.0 ~ 0.0					
		③65点以上70点未満		0.0					
		④65点未満55点以上 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0		0.0 ~ -1.0					
		⑤55点未満		-1.0					
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の同業種工事の工事成績の平均値	①80点以上		2.0	2.0 必須	※同業種は〇〇工事業(例:土木工事業)とする。 ※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者として担当した工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特別監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者になり得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。			
		②70点以上80点未満 2.0×(工事成績の平均値-70.0)/10.0		2.0 ~ 0.0					
		③65点以上70点未満		0.0					
		④65点未満55点以上 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0		0.0 ~ -1.0					
		⑤55点未満		-1.0					
	(2) ・優秀施工者顕彰 ・和歌山県優良工事表彰 ・インフラDX大賞 (旧:i-Construction大賞) ・近畿地方インフラDX大賞 (旧:近畿地方i-Construction大賞) 上記いずれかの受賞の有無	①あり		1.0	1.0 必須	・和歌山県優良工事表彰及び近畿地方インフラDX大賞(旧:近畿地方i-Construction大賞)については、【〇〇】年度以降の受賞を評価の対象とする。 ・優秀施工者顕彰及びインフラDX大賞(旧:i-Construction大賞)については、入札書を提出した日までに受賞があれば評価の対象とする。 ・インフラDX大賞(旧:i-Construction大賞)及び近畿地方インフラDX大賞(旧:近畿地方i-Construction大賞)の評価については、受賞した工事に配置された技術者(主任(監理)技術者)の実績を評価する。(表彰種別は問わない。)			
		②なし		0.0					
	(3)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		1.0	1.0 必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※主任(監理)技術者と成り得る資格については、実務経験により主任技術者と成り得る場合(建設業法第7条第2号イ又はロに該当)を除く。			
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		0.5					
		③なし		0.0					
地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する		1.0	1.0 必須	海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。			
		②上記以外		0.0					
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり		1.0	1.0 (選択)	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用			
		②なし		0.0					
	(3)企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない者あり		1.0	1.0 選択	JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く			
		②なし		0.0					
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり		1.0	1.0 必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。		
			同 2件以上5件未満		0.5				
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり		1.0				
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案		1.0				
		④上記①②③以外		0.0					
		県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり		0.1			0.1 (選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案		0.1				
⑦上記⑤⑥以外			0.0						
合 計				25.1					

・施工体制評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考
施工体制	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	7.5	7.5 必須	
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	2.5		
		その他	0.0		
	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	7.5	7.5 必須	
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	2.5		
		その他	0.0		
合 計				15.0	